

# 2019(令和元)年度 事業計画

一般社団法人 東友会  
東京都原爆被害者協議会

## 2019年度の重点目標

東友会結成60周年事業で結ばれた絆を生かし、被爆75年に向けた企画と事業を実行します。

- 1.核戦争の実相を伝え残し、核兵器のない世界の実現を求めます。
- 2.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 3.東友会の相談事業を広く知らせ被爆者一人ひとりへの寄り添いを強めます。判決を生かした原爆症認定制度の抜本改定を求めています。
- 4.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との交流をすすめます。
- 5.戦争への道につながる憲法の改定と関連する法制・行政に反対します。
- 6.東京の被爆者の願いと東友会の事業を広く知らせ、地区の会の組織と財政の確立をはかります。

### 1.核戦争の実相を伝え残し、核兵器のない世界の実現を求めます。

①法人会員で構成する「実相普及委員会」を中心に、次の事業をすすめます。

- \*都内の自治体、学校、団体に被爆者の証言を聞いてもらうよう、よびかけを広げます。
- \*被爆の証言者を増やすために、70歳代の被爆者を中心によびかけ、被爆の証言を学ぶ学習会を年2回以上に開催します。
- \*都内の平和・市民団体に働きかけて、実相普及のための交流会を開きます。
- \*各地の自治体がすすめている被爆の実相普及、被爆体験の伝承事業に協力します。
- \*地区の会の被爆者の証言集などの発行の援助と証言記録の保存についても要請していきます。
- \*「世界へのことづて」の刊行については委員会の担当を決め、発行について検討します。

- ②地球上から核兵器が全廃されることを願い、核戦争の実相を伝え残すために、国の内外の人々とともに活動します。
- \*2020年に国連で開催されるNPT(核兵器不拡散条約)再検討会議に代表を派遣します。
  - \*東京都生協連、東京地婦連と「ピースアクション in TOKYO & ピースパレード」を共催します。
  - \*「原水爆禁止国民平和大行進」、「原水爆禁止世界大会」「国際反核デー」「3・1ビキニデー集会」、毎月の「6.9行動」などに参加します。
  - \*東京都が、被爆証言DVDの制作するとともに、都内の被爆者の会や都民である被爆者が発行した被爆体験記を収集し、都庁、都内の公立図書館、小中高校、大学で有効に活用することを求めます。
  - \*東京都の各部局が実施している平和事業を一本化するように求めます。
- ③日本被団協が提唱した「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」(略称：ヒバクシャ国際署名)運動にひきつづき参加します。
- \*「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」の事務局を担当し、都内の平和・市民団体との共同行動を広げます。
  - \*東京都知事をはじめ、東京都内のすべての自治体の首長と議長に、「ヒバクシャ国際署名」に賛同するよう働きかけます。
- ④国連で採択された「核兵器禁止条約」へのすべての国々の署名と批准を求めて、被爆者として強く働きかけます。
- \*東京都をはじめ、東京都内のすべての自治体が、「非核・平和自治体宣言」を発し、国連核兵器禁止条約の署名・批准をもとめるよう要請します。
  - \*唯一の戦争被爆国の政府として、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう強く訴え、核兵器のない世界を求める国際政治の先頭に立つよう、要請をつづけます。
- ⑤核兵器廃絶を求める世界各地からの被爆の証言依頼に、代表を派遣し、被爆時と被爆後の被害を広く世界に知らせ、核兵器廃絶のために活動を続けます。
- \*世界に向けた被爆の実相普及を政府がすすめるよう、日本被団協とともに働きかけます。
- ⑥あらゆる形態でのすべての核実験に反対します。
- ⑦日本政府が、「核兵器廃絶」と「原爆被害への国家補償」を柱とする非核の政府に転換することを求めます。

## 2.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。

- ①戦争被害の「受忍」論に反対し、日本被団協の一員として、原爆被害に「国の償い」を求める運動を広げます。
- ②「原爆被害への国家補償」を実現するために、ひろい視点からの学習をすすめます。
- ③法人会員で構成する「追悼のつどい企画委員会」を中心に、次の事業をすすめます。
  - \* 東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の慰霊事業を企画、実施します。
    - ・原爆犠牲者慰霊碑の存在をひろく都民に知らせ、「追悼のつどい」の企画、運営、参加のよびかけを広げます。
    - ・「追悼のつどい」の前の慰霊碑への献花に都民の参加をよびかけます。
    - ・「追悼のつどい」の日に、「原爆死」について学ぶ交流会を開きます。
- ④東友会としてつぎの追悼事業を実施します。
  - \* 東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の慰霊事業を企画、実施します。
    - ・広島死没者調査・記念式典参列 8月5日～6日 派遣人数／2人
    - ・長崎死没者調査・記念式典参列 8月8日～10日 派遣人数／2人
  - \* 東京都都主催である「原爆犠牲者追悼のつどい」に、ひきつづき東京都知事が参列するよう要請します。
  - \* 葛飾区青戸平和公園の原爆犠牲者慰霊碑を、被爆者と家族の心の拠り所として維持します。慰霊碑の清掃は、東部地域の地区の会と事務局を中心に実施します。
  - \* 広島市内に東友会が植樹した「イチョウ」（平和公園内、鶴見橋西詰「被爆者の森」内）、中央公園内の「ケヤキ」と、長崎平和公園内に植樹した「クロガネモチ」を、「東京の木」として、大切に見守ります。
  - \* 広島・長崎にある「国立原爆死没者追悼平和祈念館」がすすめている死没者の遺影、手記の収集に協力するよう、被爆者と遺族によびかけます。
- ⑤有志がすすめている「原爆被害者の墓」の事業に、ひきつづき協力します。

## 3.東友会の相談事業を広く知らせ被爆者一人ひとりへの寄り添いを強めます。

判決を生かした原爆症認定制度の抜本改定を求めています。

- ①法人会員で構成する「相談事業委員会」を中心に以下の事業をすすめます。
  - \* 高齢化した被爆者の相談事業をつよめ、地区の会の組織強化と休会になっている地域に住む被爆者を励ますために、被爆者と家族によびかけた「地区なんでも相談会」を各地で開催します。

- \* 地区相談員の研修・交流会を開き、地区の会相談事業のすすめ方を検討します。
- \* 東京都福祉保健局との定例懇談会を、今年度も開催します。
- \* 東京都とともに区市、医師会との連携を密にし、すべての医療機関で被爆者手帳がつかえるよう働きかけます。医療機関と連携した集団健診などをひろげます。
- \* 東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の事業を企画、実施します。

- ・ 刊行物による医療健康指導

「2019年版相談のしおり」 発行予定日／6月25日

『常緑樹』No.82 発行予定日／1月25日

- ・ 医療講演会による医療指導

開催予定日／10月

- ・ 相談員養成研修会

開催予定／四半期毎に1回

② 東友会原爆被爆者相談所の専任相談員は、以下の事業を担当します。

- \* 東友会相談所の相談事業をいっそう充実させるために、相談員が相互に学び合い、連携してスキルアップをはかります。
- \* 東友会結成60周年募金とともによびかけた相談事業募金を生かして、相談所の設備を整え、相談事業に活用できるコンピュータシステムを構築します。
- \* 東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち次の事業を企画、実施します。

医療生活相談・訪問相談指導

専任相談員による相談事業 実施予定日／休日、祝日を除く毎日

医師による医療相談事業 実施予定日／毎月1回

訪問相談 実施予定日／毎月12日

- \* 被爆者と家族を対象にした相談関係の資料「被爆者援護法・都被爆者援護条例25のポイント」「介護保険制度と被爆者」の2019年度版を刊行します。
- \* 依頼を受けた地区の会の集会で、被爆者の諸制度の説明をおこないます。
- \* 自治体、医療機関、弁護士などの専門家との連携を強めます。
- \* 日本被団協中央相談所委員会と連携します。

③ 原爆症認定制度の改善を求めて、厚生労働省に以下の要求をつづけます。

- \* ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利を生かして、原爆症認定制度を日本被団協の「提言」にそって抜本的に改正するよう強く要請します。
- \* さしあたり、法改正をとまわらない「一連の高裁判決を踏まえた原爆症認定基準に関する当面の要求」の実現を求めます。
- \* 最高裁の判決が予定される原爆症認定の「要医療性」について学習し、被爆者援護法の趣旨にそった判決を求めます。
- \* 厚生労働省に医療特別手当の「健康状況届」を、高齢被爆者が対応できる制度にするよう要請し、「健康状況届」の期間延長や廃止を求めます。

- ④ノーモア・ヒバクシャ訴訟の完全勝利と原爆症認定制度の抜本改定のために、引き続き全国連絡会の事務局を担当し、支援をつづけます。

#### 4.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との交流をすすめます。

- ①国内すべての原子力発電所の操業の停止と、再稼働に反対し、廃炉を要求します。
- ②東日本大震災で明らかになった原子力依存・優先の電力政策に反対する世論を広げます。
- ③原発事故による犠牲者との交流をすすめます。
- ④自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発、利用に力を入れるよう、電力・エネルギー政策の転換を要求します。

#### 5.戦争への道につながる憲法の改定と関連する法制・行政に反対します。

- ①重大な政治課題となっている憲法改定の内容を学習し、非核・平和のために被爆者として行動します。
- ②日本被団協とともに、憲法9条の要である「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権の否認」を守ることを政府につよく求めます。
- ③東京空襲の被害者と連帯し、空襲被害の実態を伝え、戦争被害者への国の償いを求めていきます。

#### 6.東京の被爆者の願いと東友会の事業を広く知らせ、地区の会の組織と財政の確立をはかります。

- ①法人会員で構成する「広報委員会」を中心に以下の事業をすすめます。
  - \*機関紙「東友」を、東京の被爆者の核兵器廃絶と原爆被害への国の償いを求める願いを発信する基点に位置づけ、引き続き月刊体制を維持します。
  - \*東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の慰霊事業を企画、実施します。
    - ・「原爆死没者追悼のつどい」（東京都主催）予定日／7月28日 葛飾区で開催
    - ・追悼刊行物「生命もてここに証す」
    - ・刊行予定日／「追悼のつどい」開催日

- \* 「東友」発送を担当する「猫の手会」のボランティア作業の重要性を知らせ、多くの被爆者と家族の参加をよびかけます。
- \* 東友会や関係団体の行動、集会に積極的参加し、紙面に反映させます。
- \* 地区の会にニュースの提供を依頼し、豊かな紙面づくりをすすめます。
- \* インターネット・ホームページを充実させます。

② 法人業務執行理事を中心に、高齢化、病弱化がすすむなかでの協議会と法人の維持と組織強化につとめます。

- \* 協議会の組織を維持するために、未加入被爆者、被爆者の家族・遺族と被爆二世の参加について検討します。
- \* 地区の会の活動への援助と近隣の区市の会との連携・共同を強め、地区の会の存続のために努力します。
- \* 法人の諸会議は、以下の予定で開催します。
  - ・ 総会 6月第1日曜日
  - ・ 業務執行理事会 随時
  - ・ 理事会 6月、11月、2月、5月
- \* 協議会の諸会議は、以下の予定で開催します。
  - ・ 総会 6月第1日曜日
  - ・ 常任理事会 毎月3木曜日
  - ・ 役員会 8月を除く毎月第1木曜日
  - ・ 理事会 5月を除く奇数月と4月の第2木曜日

④ 「おりづるの子」(東京被爆二世の会)とともに次の事業をすすめます。

- \* 東友会として、東京に住む被爆二世に「おりづるの子」への入会をよびかけ、「おりづるの子」の組織の発展に協力します。
- \* 東京の被爆二世が「おりづるの子」を中心に、二世自身の願いを集め、東京都や厚生労働省に要請するよう支援します。
- \* 被爆二世健康診断の期間の延長、胃カメラでの胃がん検診の実施など、被爆二世の施策の改善を東京都に求める「おりづるの子」の活動を支持し協力します。
- \* 日本被団協が実施してきた被爆二世調査と東友会が調査結果を生かした制度の改善を求めて、「おりづるの子」を支援して、政府と東京都に働きかけます。

③ 法人理事・監事で構成する「財政委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- \* 協議会会費や相談事業募金が法人の事業を支えていることを被爆者広くと家族はもとより、企業や団体、個人に知らせ、寄付金、相談所維持募金への協力をよびかけます。
- \* 東友会事務所の維持、高齢化がすすむ相談事業をみすえた財政の長期計画を検討します。
- \* 諸経費の節減につとめます。
- \* 東京都と都議会にたいして、委託事業費を事業の実態にみあって支給するよう要請します。

- \* N P T (核兵器不拡散条約)再検討会議に代表を派遣する資金として100万円を目標に実相普及募金をよびかけます。
- \* 会報「東友」の購読を被爆者と家族、被爆二世、支援者にすすめ、「新聞購読料」の増大をめざします。
- \* 地区の会の協力を得て、協議会会費の納入を維持するよう努力します。納入方法については、「地区分担方式」と「双方依頼方式」の2種類でおこないます。